

東近江行政組合の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和47年4月15日
中部地域消防組合条例第18号

改正 昭和48年3月13日 条例第3号
昭和52年11月1日 条例第8号
昭和52年12月26日 条例第12号
昭和53年3月10日 条例第3号
平成3年3月1日 条例第5号
平成3年9月30日 条例第17号
平成9年3月18日 条例第1号
平成10年3月12日 条例第2号
平成18年3月16日 条例第1号
平成20年9月1日 条例第6号
平成21年10月9日 条例第6号
令和元年12月27日 条例第6号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、東近江行政組合特別職の職員（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）に対して支給する報酬および費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（平20条例6・一部改正、令元条例6第8条・一部改正）

（報酬の額）

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

（平20条例6・一部改正）

（報酬の支給方法）

第3条 報酬の支給方法は、組合議会の議員の例による。ただし、日額を以って定められている報酬は、その職務終了を以って支給する。

（費用弁償）

第4条 特別職の職員が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費については、組合議会の議員に支給する旅費の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年3月13日条例第3号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年11月1日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年12月26日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年3月10日条例第3号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年9月30日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月18日条例第1号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月12日条例第2号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月16日条例第1号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月1日条例第6号）

この条例は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成21年10月9日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月27日条例第6号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表

区 分		報 酬 の 額	
監 査 委 員	知 識 経 験 者	日 額	5,000 円
	議 会 議 員 選 出	日 額	2,700 円
公 平 委 員		日 額	5,000 円
医 療 管 理 者		月 額	10,000 円
休 日 急 患 診 療 所 運 営 委 員		日 額	2,500 円
休 日 急 患 診 療 所 薬 事 委 員		日 額	2,500 円
その他法令又は条例等による付属機関の委員		日 額	5,000 円
特別職の職員		予算の範囲内で任命権者と管理者が協議して定める額	

（平成18条例1・一部改正、平21条例6・一部改正、令元条例6第8条）